



## 端末機器の技術基準適合認定等に関する業務規程

第二版 令和7年3月24日

### (目的)

第1条 この規程は、DEKRA サーフイケーション・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」という。)第53条の規定による端末設備の機器(以下「端末機器」という。)の技術基準適合認定(以下「認定」という。)及び第56条第1項の規定による端末機器の設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証(以下「認定等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (一 登録に係る事業の区分)

#### (対象とする端末機器)

第2条 当社が認定等を行う端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号、以下「認定等規則」という。)第4条に定める業務とし、次のとおりとする。

- 一 通話の用に供する端末機器
- 二 前号以外の端末機器

2 当社が認定等を行う端末機器は、次に掲げる端末機器とする。

- 一 固定電話端末(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第2条第2項第7号に規定する固定電話端末をいう)
- 二 インターネットプロトコル移動電話端末(端末設備等規則第2条第2項第9号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう)
- 三 専用通信回線設備等端末(端末設備等規則第2条第2項第16号に規定する専用通信回線設備等端末をいう)
- 四 第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器(総務大臣が別に告示するものに限る)

### (二 認定等の業務を行なう時間及び休日に関する事項)

#### (業務時間)

第3条 認定等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。

9:00 から 18:00 まで

#### (休日)

第4条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日
- 二 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)
- 三 12月29日から翌年1月4日まで
- 四 上記の休日以外に当社が定めた休業日(あらかじめウェブページ等で公示するもの)



(三 認定等の業務を行う事務所に関する事項)

(業務を行う事務所)

第 5 条 認定等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 横浜ビジネスパーク ウェストタワー 7 階

(四 認定等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項)

(業務の実施方法の公開)

第 6 条 当社のウェブページにおいて、業務の実施方法を公開するものとする。

2 認定等規則第 13 条第 2 項の規定により、業務規程の変更の届出を実施した際には、5 営業日以内にウェブページの業務の実施方法の更新を実施するものとする。

(認定の申込み)

第 7 条 認定を受けようとする者は、当社の定める申込書及び別表第 1 号に規定する書類及び資料（以下「申込書添付書類」という。）を提出するものとする。

2 当社は、前項に規定する申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込を受理する（受理するとは、申込書及び申込書添付書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう）。

(認定の審査)

第 8 条 当社は前条の申込を受理したときは、遅滞なく認定員に審査を行わせる。

2 審査は認定等規則別表第 1 号に基づき実施する。

(認定の審査結果の通知)

第 9 条 当社は前条の審査の結果、当該申込み設備について認定を行ったときには別表第 2 号の技術基準適合認定証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、申込機器が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第 3 号の文書を持って申込者に通知する。

3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として、申込を受理した日から 14 日（第 4 条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の収納が確認されなかったとき。

二 第 7 条に規定する書類に不備があったとき。

三 その他正当な理由がある場合。（例：天災・事故等による要因の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者および当社が共に妥当と認める場合等。）

(認定の報告)

第 10 条 当社は、前条第 1 項の認定を行ったときは、認定等規則第 8 条第 3 項の規定に基づきに掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。



- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定を受けた端末機器の種類
- 三 認定を受けた端末機器の名称
- 四 認定番号
- 五 認定をした年月日

(認定の申込の取下げ)

第 11 条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

- 一 申込の受理を行ってから 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第 8 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
- 三 第 7 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

3 その他正当な理由がある場合。(例：天災・事故等による要因の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者および当社が共に妥当と認める場合等。)

4. 申込の取下げに当って、申込者に対し取下げ手数料を請求することがある。試験を実施した場合は、試験手数料も請求の対象となることがある。

(認定の表示)

第 12 条 当社は認定を行ったときは別表第 4 号に定める表示を、認定をした端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。

(認定事項の変更届出等)

第 13 条 認定を受けた者は、第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更（認定を受けた日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときには、認定等規則第 8 条第 5 項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認定についての報告)

第 14 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認定を受けたものが不正な手段により認定を受けたこと。
- 二 認定員が法令に違反して認定の審査をしたこと。

(認証の申込)



第 15 条 当社の定める申込書及び申込書添付書類を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び申込書添付書類が事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込みを受理する。(受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう)。

(認証の審査)

第 16 条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員に審査を行わせる。

2 審査は、認定等規則別表第 2 号の規定に基づき実施する。

(認証の審査結果の通知)

第 17 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計について認証を行ったときには、別表第 5 号の認証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、当該申込みに係る設計が技術基準に適合しないと認めたときは、その旨の理由を付した別表第 6 号に定める様式の文書を持って申込者に通知する。

3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として、申込みを受理した日から 14 日（第 4 条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 二 第 15 条に規定する書類に不備があったとき。
- 三 その他正当な理由がある場合。(例：天災・事故等による要因の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者および当社が共に妥当と認める場合等。)

(認証の報告)

第 18 条 当社は前条第 1 項の認証を行ったときは、認定等規則第 19 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 三 認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 四 認証番号
- 五 認証をした年月日

(認証の申込の取下げ)

第 19 条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

- 一 申込の受理を行ってから 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。



- 二 第 16 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
- 三 第 15 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。
- 3 その他正当な理由がある場合。(例：天災・事故等による要因の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者および当社が共に妥当と認める場合等。)
4. 申込の取下げに当って、申込者に対し取下げ手数料を請求することがある。試験を実施した場合は、試験手数料も請求の対象となることがある。

(認証事項の変更届出等)

- 第 20 条 認証取扱業者は、第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に変更（認証設計に基づく端末機器について検査を最終に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第 19 条第 5 項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りではない。
- 2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認証についての報告)

- 第 21 条 当社は次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
  - 二 認定員が法令に違反して認証の審査をしたこと
  - 三 設計認証を受けた端末機器が技術基準に適合していないこと

(試験等)

- 第 22 条 当社は別表第 1 号の申込書添付書類中試験結果報告書等の書類が提出されなかった場合は、認定等の申込みに係る端末機器について試験を行う。
- 2 試験員は、認定等規則別表第 1 号二に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。
  - 3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。
    - 一 試験担当者名及び責任者名
    - 二 試験実施年月日
    - 三 試験実施場所
    - 四 試験に使用した測定器名称及び型番ならびに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関名
    - 五 端末機器の名称
    - 六 試験項目及び試験結果
    - 七 試験の方法
  - 4 申込者は、第 2 項の試験に立ち会うことができる。



(測定器等の管理)

第 23 条 当社は Wireless 事業部において、試験が適正に実施されるよう、自社所有又は借入計測器等および自社測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正又は校正)

第 24 条 当社は、Wireless 事業部において試験に使用する測定器等について、法第 87 条第 1 項第 2 号に定めるように運用されるよう較正又は校正の管理を行う。

(五 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合における事項)

(試験の委託)

第 25 条 当社は、試験の全部又は一部について、外部に委託することがある。

2 委託先の名称及び住所は次のとおりとする。

一 DEKRA Testing and Certification Co., Ltd.

No. 6, Ln. 75, Wenlin St., Linkou Dist., New Taipei City 24457, Taiwan

二 一般財団法人電気通信端末機器審査協会

東京都港区元赤坂 1-1-5 富士陰ビル 5 階

3 委託する場合、当社は申込者が開示を求める場合には認定等規則第 8 条第 2 項各号に掲げる事項について開示し、委託先を決定する。

(委託した試験結果の受け入れ)

4 試験結果の受け入れは、認定等規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、委託先と事前に取り決めた以下の事項が順守されていることを確認のうえ受け入れるものとする。

- 委託した試験の範囲 それに係る端末機器の種類
- 委託した試験に使用される測定器が試験日において法第 87 条第 1 項第 2 号の校正又は較正条件に合致していることに関する事項
- 別表第一号に定める試験の方法と同じ方法によって試験が実施していることに関する事項
- 試験の公正な実施が行われているかの確認に関する事項
- 試験に対する責任の所在に関する事項

(六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項)

(手数料の額)

第 26 条 第 7 条の認定及び第 15 条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第 7 号に記載のとおりとする。

2 試験結果報告書等の書類が提出されない場合であって、当社が端末機器の試験を実施する場合の手数料の額は、別表第 7 号に記載のとおりとする。

(手数料の収納の方法)

第 27 条 認定等の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別表第 7 号に記載のとおりとする。



(七 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項)

(認定員の選任及び解任)

第 28 条 認定員の資格は、法別表第 2 に定めるところによる。

2 認定員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

- 一 認定員に休職を命じたとき。
- 二 認定員を解雇したとき。
- 三 認定員が退職したとき。
- 四 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- 五 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断される時。

3 当社代表取締役は認定員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。

4 当社代表取締役は認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第 11 条（認定等規則第 23 条において準用する場合を含む。）に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

(認定員の配置)

第 29 条 認定員の配置は第 5 条に規定する事務所の所在地とする。

2 認定員の事務所への配置は 1 名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(認定員の職務遂行)

第 30 条 認定員は、認定等の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行しなければならない。

(八 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項)

(秘密の保持)

第 31 条 当社の社員、役員、認定員、及び従業員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(九 認定等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項)

(帳簿等の管理)

第 32 条 法第 96 条（法第 103 条において準用する場合を含む。）に規定する帳簿の記載内容は認定等規則第 15 条第 1 項（認定等規則第 23 条において準用する場合を含む。）に規定する内容とする。

(帳簿の種類及び保存期間)

第 33 条 帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 認定等規則第 15 条第 1 項に定める帳簿 10 年
- 二 認定等規則第 23 条において準用する第 15 条第 1 項に定める帳簿 10 年



三 申込書及び申込書添付書類	10年
四 試験結果報告書	10年
五 測定器管理台帳	5年
六 拒否通知書	5年

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿等の保管方法)

第 34 条 帳簿等は電磁的記録により保管する。申込者より申込書及び申込書添付書類が紙で提出される場合等は紙を電磁的記録に置き換え保管する。保管先については企業向けのクラウドサーバーとする。また、自社にもバックアップとして同電磁的記録を持つものとする。

(十 財務諸表等の備付け及び閲覧の方法に関する事項)

(会計帳簿)

第 35 条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、認定等の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧等)

第 36 条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- 一 事業報告書
- 二 損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

2 当社は、法第 95 条第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧又は謄写の用に供するものとする。

3 当社は、法第 95 条第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い第 1 項の資料の謄本又は抄本の請求に応じるものとする。

4 前項に関わる謄本又は抄本の発行に係る費用は請求者に請求する。

(十一 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項)

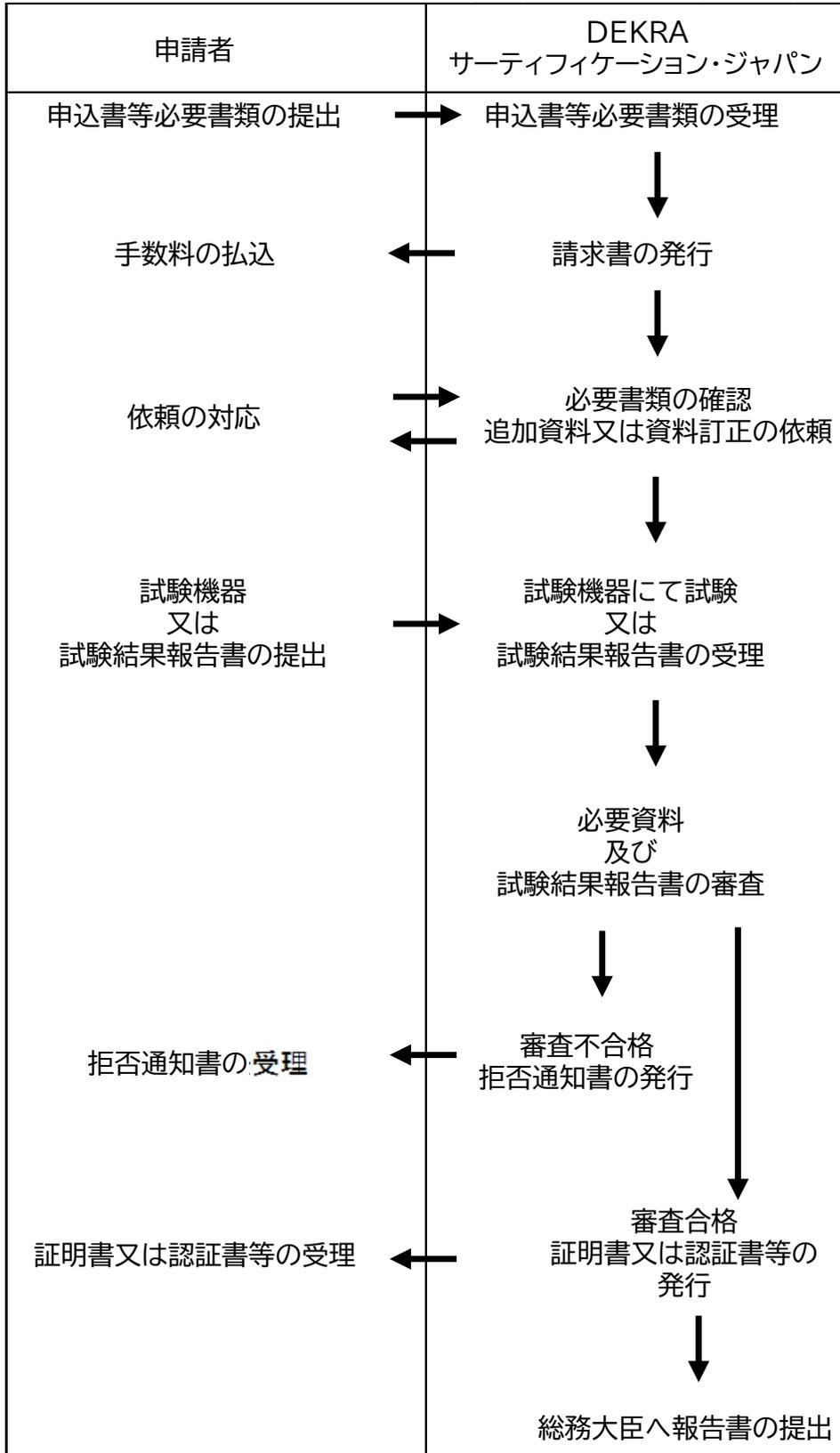
(認定等業務の基本方針)

第 37 条 認定等業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

- 一 全ての申込者に対し公正な取扱いを行うこと。
- 二 審査は、法、認定等規則、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び関連告示等に基づきおこなう。
- 三 認定等業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をウェブページ等で公開する。



認定等業務の実施の方法手順





附則（初版制定）

（施行期日）

第1条 この規程は、業務開始日（令和4年9月1日）から適用する。

附則(改正 令和7年3月24日)

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年3月24日から適用する。



別表第 1 号 認定等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	認定	認証	内容又は摘要
1	端末機器概要説明書	○	○	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概略について説明した資料をいう。
2	技術基準適合性説明資料	○	○	<p>端末機器について、技術基準に適合していることを説明した資料で、次の (1) 及び (2) に適合する試験結果を記載した書類（試験結果報告書）及びその試験結果が (1) 及び (2) に適合することを示した書類をいう。</p> <p>(1) 電気通信事業法第 87 条第 1 項第 2 号の較正又は校正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。</p> <p>(2) 総務省告示第 99 号（平成 16 年 1 月 26 日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。</p> <p>なお、セキュリティ基準に関する認定・認証を希望する場合においては端末設備等規則第三十四条の十各号の条件を満たしていることが試験結果報告書により確認できること。</p> <p>ただし、同等以上のセキュリティ対策が講じられていることが国際基準等により認められる場合はその資料の提出をもってセキュリティ基準を満たしているとみなす。</p>
3	外観図	○	○	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面をいう。
4	接続系統図及びブロック図	○	○	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
5	操作マニュアル	○	○	<p>端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。</p> <p>セキュリティ基準に関する認定・認証を希望する場合においてはアクセス制御機能に係る識別</p>



				符号（パスワード）を変更する方法に関する説明が設定開始から設定完了まで示されていること。
6	確認方法書		○	端末機器の認証に係る申込みの場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料をいう。
7	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。



別表第 2 号

## 技術基準適合認定証書 Certificate

認定を受けた者 Issued to	
端末機器の種類 Classification of Terminal Equipment	
型式又は名称 Type/ Model Name	
販売業者 Vendor Name	
認定番号 Certificate Number	
認定年月日 Issue Date	
備考 Remarks	

上記のとおり、電気通信事業法第 53 条の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証する。

DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社 ⑩



別表第 3 号

年 月 日

殿

DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社

技術基準適合認定拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記 1 の端末機器は、下記 2 の理由により技術基準適合認定を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 端末機器の内容

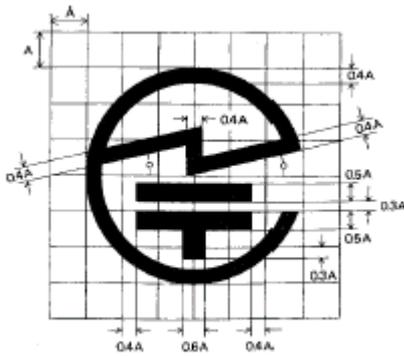
- (1) 端末機器の種類
- (2) 端末機器の名称

2 拒否の理由

## 別表第 4 号

### 1 認定ラベルの様式

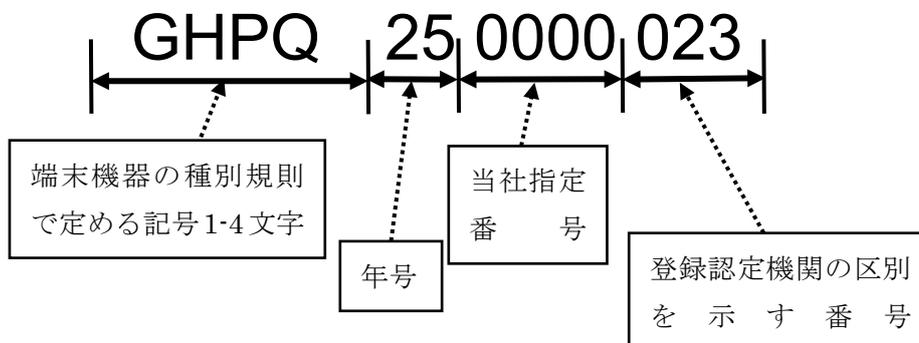
表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに認定番号又は認証番号とする。



- (1) マークの大きさは表示を容易に識別することができるものであること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。  
(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)
- (3) 認定又は認証番号は第 2 項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は **A** 又は **T** とすること。

### 2 認定又は認証番号

- (1) 認定又は認証番号の最初の文字は、端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。なお、認定又は認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。
- (2) 当社で定める文字の最初の 2 文字は認定又は認証の申請が到達した西暦年号の下 2 桁の数字とする。また、それに続く番号は 4 桁とし、各年次の最初の認定又は認証を 1 番とする連番を付与する。
- (3) 認定又は認証番号の末尾 3 桁は、総務大臣が別に定める登録認定機関の区別を表す 023 とする。





規則で定める端末機器の種別を区別する記号

端末機器の種類	記号
固定電話端末	G
インターネットプロトコル移動電話端末	H
専用通信回線設備等端末	P
その他の端末	Q



別表第 5 号

## 設計認証書 Type Certificate

設計認証を受けた者 Issued to	
端末機器の種類 Classification of Terminal Equipment	
型式又は名称 Type/ Model Name	
販売業者 Vendor Name	
認証番号 Certificate Number	
認証年月日 Issue Date	
備考 Remarks	

上記のとおり、電気通信事業法第 56 条の 1 項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証する。

This is to certify that the above-mentioned type certification has been granted in accordance with the provisions of Article 56, Paragraph 1 of the Telecommunication Business Act.

DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社 ㊞



別表第 6 号

年 月 日

殿

DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社

認証拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記 1 の端末機器は、下記 2 の理由により設計についての認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 端末機器の内容

- (1) 端末機器の種類
- (2) 端末機器の名称

2 拒否の理由

別表第 7 号

(1) 端末機器の認定手数料  
認定

端末機器の種類 端末機器の種類	手数料の額(円)	記号	試験結果報告書等書類(*1) の提出あり(*2)	
			単独	複合(*3)
固定電話端末		G	¥50,000	¥45,000
専用通信回線設備等端末(*4)		P	-	-
①インターフェースの種類 1			¥45,000	¥35,000
②端末設備等規則第 9 条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器			¥40,000	¥25,000
インターネットプロトコル移動電話端末		H	¥45,000	¥40,000
その他の端末		Q	¥50,000	¥45,000

- \*1) [試験結果報告書等書類] とは別表第 2 号に定める書類とします。
- \*2) [試験結果報告書等書類] の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合には、別途試験費用を加算します。
- \*3) [複合] とは 2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申し込みとします。
- \*4) [インターフェースの種類] とは「固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件」(平成 23 年総務省告示第 87 号) 別表第 1 号から第 6 号に定める種類をいいます。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、1種類目の手数料の半額の手数料を適用する。

(2) 端末機器の認証手数料

認証

端末機器の種類	手数料の額(円)	記号	試験結果報告書等書類(*1)の提出あり(*2)			
			新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
固定電話端末		G	¥250,000	¥200,000	¥125,000	¥88,000
専用通信回線設備等端末(*5)(*6)			-	-	-	-
①インターフェースの種類1		P	¥100,000	¥80,000	¥60,000	¥45,000
②端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器			¥95,000	¥50,000	¥50,000	¥25,000
インターネットプロトコル移動電話端末		H	¥250,000	¥200,000	¥125,000	¥88,000
その他の端末		Q	¥250,000	¥200,000	¥125,000	¥88,000
セキュリティ基準に係る機器		-	¥100,000	¥50,000	¥50,000	¥25,000

- \*1) [試験結果報告等書類]とは別表第2号に定める書類とします。
- \*2) [試験結果報告書等書類]の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合には、別途試験費用を加算します。
- \*3) [一部変更]とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みをいいます。一部変更の範囲については、別表第8号に記載の通りとする。
- \*4) [複合]とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。
- \*5) [インターフェースの種類]とは、「固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件」(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、1種類目の手数料の半額の手数料を適用する。
- \*6) [無線設備を使用する専用通信回線設備等]にのみ接続される端末は[インターネットプロトコル移動電話端末]の料金とします。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに[インターネットプロトコル移動電話端末]の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは[専用通信回線設備等端末]の料金とします。



## 1 認証ラベルの料金

- (1) 端末機器の認証の場合は、申込者において認証ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により認証ラベルを購入することが出来ます。認証の場合のラベルの最低申し込み枚数は100枚とし、100枚単位とさせていただきます。
- (2) 端末機器の技術基準適合認定の場合は申込み台数分の認定ラベルを購入していただきます。認定ラベルは申込み台数分を発行します。

## 2 その他の料金

- (1) 認定書、認証書の再発行  
再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行の手数料は10,000円です。再発行された認定書、認証書には再発行をした旨を記載します。
- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー  
申込時、又は認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。コピー代金は一枚あたり100円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 端末機器の認定、及び認証の試験を当社で実施する場合、実際に試験に要した時間に応じて追加料金をいただくことがあります。

## 3 手数料の納入

- (1) 申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合には、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ない事があります。
- (2) 当社での認定又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料振込前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合認定書又は認証書の発行を行うことがあります。

別表第8号 一部変更の範囲

機器の種類	一部変更の範囲（機器の種類ごとに、全ての条件に適合すること）
1. 固定電話端末	(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。
1.(1)固定電話端末 <特殊な固定電話端末> (電話機) 4 移動電話端末(3G)	(1) 次の接続インタフェースが異なること。 ①電話回線、②使用電波別移動電話回線、③使用電波別移動通信（パケット）回線、 ④使用電波別移動電話回線＋使用電波別移動通信（パケット）回線 (2) 次の方式・機能が異なること。 ①通話回線方式、②網制御装置及び素子、③選択信号方式、④拡声通話機能、 ⑤自動発信機能の有無、⑥自動応答機能の有無、⑦肉声通話以外の通信機能の有無 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 上記(2)の機能部を除く形状が異なること。（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。） (5) 最大収容回線が異なること。
1.(2)固定電話端末 <特殊な固定電話端末> (構内交換設備及びボ タン電話装置)	(1) 次の交換機又は主装置の基本機能が異なること。 ①通話路方式、②通話路構成、③通話電流の供給方式、④基本制御方式及び素子、 ⑤内線制御信号伝送方式（ライン回路で対処可能なものを除く。） (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 交換機又は主装置の形状が異なること。（形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。） (4) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異なること。 ① 電話回線、②内線、③電話回線＋内線
1.(3)固定電話端末 <特殊な固定電話端末> (変復調装置)	(1) 1.(1)の(2)及び次の方式・機能が異なること。 ①通信方式（全二重・半二重）②最高送信通信速度、③変調方式、④搬送周波数、 ⑤同期方式、⑥通信制御手順、⑦網制御機能（自動発信機能の有無を除く） (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。（形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。） (5) 最大収容回線が異なること。



<p>.(4)固定電話端末 特殊な固定電話端末&gt; クシミリ)</p>	<p>(1) 1.(3)の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (2) 通話機能の有無が異なること。 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 形状が異なること。(形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) 最大収容回線が異なること。</p>
<p>.(5)固定電話端末 特殊な固定電話端末&gt; 他の端末機器)</p>	<p>(1) 1.(1)の(1)に掲げる接続インタフェースが異なること。 (2) 1.(3)の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 主たる装置の形状が異なること。(形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) 最大収容回線が異なること。</p>
<p>.(6)固定電話端末 特殊な固定電話端末&gt; 総合デジタル通信端末等)</p>	<p>次の接続インタフェースが異なること。 基本、②一次群、③基本＋一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。(形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) 最大収容回線(基本及び一次群)が異なること。</p>
<p>I P 移動電話端末</p>	<p>(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) 最大収容回線が異なること。</p>



<p>3 専用通信回線 設備等端末機器</p>	<p>次の基本事項が異なること。</p> <p>接続する技術基準適用上のインタフェースの種類</p> <p>1.(3)の(1)の①～⑦までの機能</p> <p>上記②に係る回路及びプログラム</p> <p>(2) 基本設計が異なること。</p> <p>(3) 形状が異なること。(形状が同様であっても、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。)</p> <p>(4) 最大収容回線が異なること。</p> <p>(5) セキュリティ基準の対象の有無が異なること。</p>
<p>無線呼出用設備に れる端末機器</p>	<p>(1) 基本設計が異なること。</p> <p>(2) 上記(1)の機能部を除く形状が異なること。</p>

以上